

合算番号単価及び番号単価の修正（案）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第27条に基づき総務省告示第429号（平成18年7月31日；別紙1参照）第3条により修正合算番号単価及び修正番号単価を算定した結果は、下記1のとおりであり、この算定結果に基づき下記2のとおり取り運ぶこととしたい。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価算定結果（算定方法の詳細は別紙2参照）

（1）修正合算番号単価

3円（変更なし）

⇒ 修正合算番号単価算定の結果は、「2.072・・・円」となるが、次の理由から総務省告示第429号第4条の規定に基づき、整数未満を切り上げて、3円のままとする。

ア 「2.072・・・円」を四捨五入し、合算番号単価を26年7月から2円に修正した場合、平成27年度の交付金の額を26年度並みと仮定して今後の試算を行うと、27年度合算番号単価は3円となるが、再び7月から2円に修正されることが見込まれる。

このように半年ごとに値下げ・値上げ・値下げとなることは、負担事業者を通じてユニバーサルサービス料を負担している利用者にとって分かり難いものとなること。

イ 合算番号単価を変更する場合には負担事業者から利用者に対して事前の十分な周知が必要となるが、半年ごとの変更では負担事業者による周知期間が短いこと、及び基礎的電気通信役務支援機関等において変更周知のための追加的な費用がかかること。

ウ 総務省において、合算番号単価は原則として年度内は変更しないこととする告示の改正が予定されていることを考慮したこと。

（参考）

合算番号単価は、算定規則及び番号告示に基づき、原則として、

- ・ 1月番号分（4月支払分）から6月番号分（9月支払分）までは、毎年度認可する交付金の額等の認可の前提として毎年9月に算定。
- ・ 7月番号分（10月支払分）から最終算定月（※）番号分（通常は12月番号分（3月支払分））までは、毎年4月に算定。

毎年9月の算定は次年度の合算番号単価を定める基本的な算定であるのに対し、毎年4月の算定は当該年度における負担金の徴収を調整するための調整的な算定であって、合算番号単価は、毎年9月の算定で年度分を確定することを基本として運用している。

※最終算定月とは、当該年度に徴収すべき金額の徴収を終える月をいう。

（2）修正番号単価

以下のとおり修正する。

NTT東日本 1. 79596439円
（現行 1. 79402425円）

NTT西日本 1. 20403561円
（現行 1. 20597575円）

（3）適用の時期

平成26年7月（利用分から）

2 今後の取り扱い

（1）報道発表

4月16日（水）午後2時 資料配布

（2）通知等

総務大臣へ通知	4月16日以降速やかに
負担対象事業者へ通知	同 上
ホームページに掲載	同 上
自動音声・FAX案内に掲載	同 上